

海士町国土強靱化地域計画

令和 2 年 1 0 月

海士町

海士町国土強靱化地域計画

令和2年10月

1. 基本的考え方

(1) 計画策定の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定された。

国土強靱化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。

また、国土強靱化計画とは、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の取組方針をまとめるものである。

海士町においては、大規模自然災害等への備えとして、海士町地域防災計画における予防計画に基づく風水害や地震災害に対する直接的な予防対策をはじめ、国土強靱化に資する様々な施策を行ってきたところであり、このたび、国や県の動きに併せ、海士町の強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針として、本計画を策定するものである。

(2) 関連する計画

- ・ 海士町地域防災計画
- ・ 《第二期海士町創生総合戦略・人口ビジョン》海士町エンジン全開計画
- ・ 海士町住みよいまちづくり計画（第5期海士町エンゼルプラン（子ども・子育て支援事業計画）・第4期海士町地域福祉計画・第5期海士町障がい者プラン）

(3) 国土強靱化に関する取組

① 防災関係計画

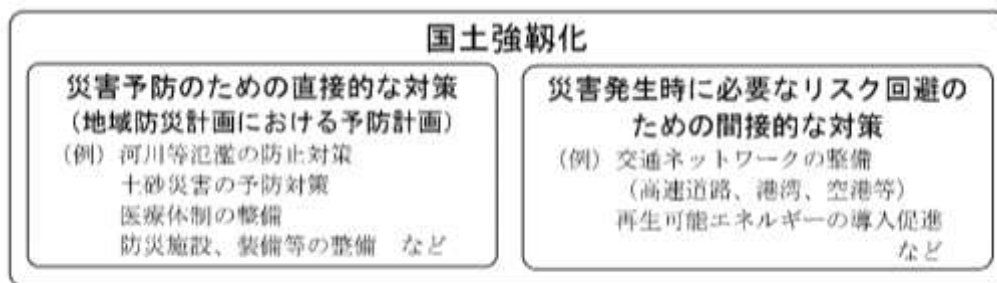
- ・ 海士町地域防災計画の更新（H28）

- ・海士町津波避難計画の策定（H28）
- ・海士町避難行動要支援者避難支援計画（H28）
- ・海士町BCP（業務継続計画）の策定（H29）

② 情報伝達体制の整備

- ・防災行政無線設備のデジタル化更新（H30・R1）
- ・全国瞬時警報システム（J アラート）の更新（R1）

《国土強靱化の対象施策》



(4) 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、海士町の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針である。

(5) 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国土強靱化の施策の推進状況などを考慮し、随時計画を見直すこととしながら、町の他の各種計画と整合した計画とする。

(6) 計画の推進

本計画に基づく各種施策については、行政評価のなかで成果参考指標として進捗状況等を把握し、翌年度以降の取組みに反映させていく。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても多大な被害が発生するものであること、また、各施策は複数の分野に資する場合が多いことなどから、事態別の重点化や、施策分野・各施策別の優先順位付けは行

わず、各施策のなかで必要に応じて重点化や優先順位付けを行う。

(7) 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

海士町が国土強靱化に取り組んで行くにあたっての基本的な方針については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

町の実施計画にあたっては、国及び県の基本計画、民間が実施する取り組みと連携し、進める。

①国土強靱化の取組姿勢

- 1) 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- 2) 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- 3) 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
- 4) あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

② 適切な施策の組み合わせ

- 1) ハード対策（防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する
- 2) 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる
- 3) 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

③ 効果的な施策の推進

- 1) 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる
- 2) 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る
- 3) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する

④ 地域の特性に応じた施策の推進

- 1) 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に

活動できる環境整備に努める

- 2) 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる
- 3) 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

2. 海士町の地域特性

(1) 自然環境の特性

① 地形

海士町は、島根半島の北東約 44～80km の地点に散在する隠岐群島のうち、島前諸島の中の「中ノ島」の全域である。

島の東北から西南にかけて縦走する山脈があり、山脈の西北部は平坦な水田地帯と丘陵が多い。東南部は外海に面し、一般に平地に乏しく傾斜が急である。

山は海士山脈中に唯山(226.5m)、高峯山(203.9m)、金光寺山(120m)がある。一般に山脈の稜線は緩やかであるが、島の西北端にそびえる家督山(246.2m)は急峻で、本島の最高標高を示している。川は諏訪湾に注ぐ諏訪川や境川があるが、源流を神崎川に発する流水は乏しく僅かに灌漑の用に供される程度のものである。

面積・地勢	広がり	東	西	8.95km、	南	北	13.96km
	面積	33.44km ²			周囲	58km	

② 地質

隠岐諸島は、遅くとも前期中新世の後期に開始した日本海形成に伴う地形の高まりと考えられており、新生代に直出した火山岩によってその大部分が構成される。その形成は、中央火口丘とカルデラを囲む外輪山とからなる火山体が、海進によってカルデラ部分が海中に没して外輪山の一部が失われたため、内海を取り囲む 3 つの島として地上に姿を現しているものである。その規模は東西 24km、南北 18km である。3 つの島に取り囲まれる島前の内海は約 50 km²の広さを持ち、最大水深は 55m である。島前は低山性の山地からなり、山地は外海側に緩傾斜、内海側に比較的急傾斜した斜面を持つ。山地は北北西－南南東と東北東－西南西の 2 つの方向に発達し、海岸線の出入りもそれらに平行なものが多い。河川の発達は一般に顕著ではない。

中ノ島は、他の 2 島よりも地形の浸食(開析)が進んでおり、北半部には丘陵と

沖積平野が北東－南西方向に広がっている。島の東北部から南西部にかけては北東－南西方向に山地が続くが、南西部では主稜線から東南東方向に稜線と谷が伸びている。

中ノ島を構成する地層は、古いものから、新第三紀後期中新世の外輪山、後期鮮新世の矢口々井岬層および宇受賀玄武岩であり、これらを第四紀更新世～完新世の未固結土が被覆する。中ノ島の大部分を外輪山下部の粗面玄武岩-粗面安山岩溶岩(Sm)、外輪山上部の粗面岩溶岩及び貫入岩(記号：Smt、Sft)、宇受賀玄武岩のアルカリカンラン石玄武岩(Ul、Ua、Ut)が占める。

(2) 社会環境の特性

① 交通環境の特性

島の北西部に位置する菱浦地区にフェリーターミナルが整備され、隠岐と本土を結ぶフェリーや高速船、島前内の島々を結ぶ内航船やフェリーが発着し、島の玄関口となっている。

道路は島内をほぼ循環する形で整備され、町道が補完することにより島内各地が結ばれている。住民の主要交通手段は自家用自動車で、移動の利便性が図られている。

島内の主要公共交通機関は循環バスが担っているが、乗車人数の減少は顕著で、新しく持続可能な運行形態や方法を考えることも必要である。

3. 過去の災害と想定

(1) 過去の災害

① 隠岐諸島に関係した地震、津波

○隠岐諸島に関係した地震、津波一覧表

発震年月日	北緯	東経	規模(M)	震央地名(地震名)	被害状況
1705.10.4 宝永2年	不明	不明	不明	不明	大地震30分間
1833.12.7 天保4年	不明	不明	7.4	山形・庄内 沖地震	初期波の約2時間後最大波襲来 諏訪湾浸水高2.6m、西ノ島船越 浸水高2.4mなど 「隠岐諸島津波の歴史より」

1940.8.2 昭和15年	不明	不明	不明	神威岬沖 地震津波	波高1.5m 西郷で浸水家屋47戸等の被害 「隠岐諸島の津波の歴史」による
1964.6.16 昭和39年	38度 22分 2秒	139度 12分 7秒	7.5	新潟県沖 (新潟地震)	隠岐の島町、西ノ島町で住家床下浸水1、住宅一部破損38、水田冠水10haの被害があった。
1983.5.26 昭和58年	40度 21分 6秒	139度 04分 4秒	7.7	秋田県沖 (昭和58年 (1983年) 日本海中部 地震)	この地震による津波で隠岐島、島根半島を中心に負傷者5人、建物床上浸水152、同床下浸水279、水田冠水18ha、畑冠水11ha、橋梁流失1、堤防決壊2、船舶沈没104、同流失56、同破損145、人災世帯152、人災者数496。 (1983年12月現在警察庁調べ)
1993.7.12 平成5年	42度 46分 9秒	139度 10分 8秒	7.8	北海道 南西沖 (平成5年 (1993年) 北海道南西 沖地震)	津波による被害は、隠岐島、島根半島を中心に、民家の床上浸水17、床下浸水160、土砂による家屋損壊1、山・崖崩れ21、道路損壊2、船の被害は沈没29、転覆28等。その他養殖いけす、漁具等にも被害が出た。

(参考資料) 県地域防災計画、隠岐諸島の津波の歴史

②近年の主な風水害による被害状況

既往の風水害一覧表

番号	災害発生年月日	種 目	住宅被害(棟)	
			半壊	浸水
1	H9.7.7～7.13	豪雨	1	1
2	H16.8.19	台風15号		4
3	H16.9.7～9.8	台風18号	2	1
4	H19.8.30	大雨	1	6

- 1 平成9年7月7日、黄海で低気圧が発生して東進したため、日本海中部に停滞していた梅雨前線が活動を強めながら南下し、中国地方に停滞して大雨を降らせた。西郷測候所では総降水量が168mmを記録し、住家1棟が半壊及び床下浸水、農地、農

業用施設に被害を受けた。

- 2 平成16年8月19日、台風第15号が、東シナ海を北上後、19日には九州の西海上を進み、その後対馬海峡を通り、日本海を北東進した。島根県では南よりの風が強まり、掛合で19日9時50分に最大風速、南南東の風10m/s、川本で19日12時10分に最大風速、南南西の風9m/s、弥栄で19日12時に最大風速、南の風9m/s、益田で19日10時40分に最大風速、南の風11m/s、津和野で19日12時に最大風速、南南西の風11m/sを観測し、ともに統計開始以来8月としては第1位を記録した。住家に床上浸水1棟、床下浸水3棟の被害を受けた。
- 3 平成16年9月7日、台風第18号は、東シナ海から九州西海上を北上し、7日9時30分頃長崎市付近に上陸した。その後、北九州市付近から島根県沖を通り、日本海を加速しながら北東に進んだ。西郷で7日17時20分に最大風速、南南西の風26.9m/s、浜田で7日15時50分に最大風速、南西の風27.9m/s、海士で7日18時30分に最大風速、西南西の風15m/s、鹿島で7日17時10分に最大風速、南西の風20m/s、掛合で7日15時30分に最大風速、南南東の風11m/s、瑞穂で7日15時10分に最大風速、南の風11m/s、弥栄で7日13時40分に最大風速、南南東の風12m/s、津和野で7日14時に最大風速、南南西の風15m/s、六日市で7日12時50分に最大風速、東の風14m/sを観測した。また、匹見で7日の降水量が135mm、津和野で7日13時50分に日最大1時間降水量が61mmを観測し、ともに統計開始以来9月としては第1位を記録した。住家が2棟半壊、一部損壊301棟、床下浸水1棟、農作物等にも被害を受けた。
- 4 平成19年8月30日から31日にかけて、日本海の停滞前線上を、熱帯低気圧から変わった低気圧が東進し、隠岐を中心に大雨となった。隠岐の島町で131mmという島根県観測史上最大の時間雨量を記録した。この局地的豪雨により、住家半壊が1棟、床上浸水が2棟、床下浸水が4棟、道路が3箇所、その他農地等が被害を受けた。

(2) 被害想定

大規模自然災害は一度発生すれば県土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすことから、本計画において想定する災害は、二次災害を含めた大規模自然災害とする。

4. 推進方針の検討

国土強靱化地域計画は、国及び県の基本計画との調和を保つため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

《基本目標》

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- (4) 迅速な復旧復興を図ること

基本目標を達成するための《事前に備えるべき目標》

- (1) 大規模自然事前災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5. 起きてはならない最悪の事態

事前に備える目標別に「起きてはならない最悪の事態」を想定した。

事前に備えるべき目標	番号	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-3	土砂災害、暴風雪、地震等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足
	2-4	帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機能の機能不全
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPG等のサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態

	6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
	6-6	避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	自然災害後の大規模火災の発生
	7-2	沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

6. 施策分野ごとの推進方針

「5. 起きてはならない最悪の事態」で想定した「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するための施策分類し、施策ごとの推進方針について以下のとおり整理した。

【個別施策分野】

- ① 行政機能分野（行政機能／警察・消防等）
- ② 住環境分野（住宅、環境、上下水道）
- ③ 保健医療・福祉分野
- ④ 産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業、農林）
- ⑤ 国土保全・交通分野（国土保全、交通・物流、土地利用）

7. 施策分野ごとの推進方針

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物の倒壊や火災による死傷者の発生

(建築物の災害予防)

- ・ 町内の各区公民館は、災害時に指定避難所として指定している。老朽化に対する修繕や建て替え等を計画的に行い災害時に避難所としての役目が果たせるよう進める。
- ・ 町立の小学校、中学校は、体育館を指定避難所として指定している。耐震化に関してはすでに整備済みであるが、老朽化や天井等からの落下物が無いよう対策を進める。

(防災空間の確保・交通施設の安全化)

- ・ 災害時に緊急輸送道路等が利用できるように、普段からの点検と避難路として活用できるように整備が必要である。また、船舶による輸送を考え、港湾の整備が必要である。

(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・ 道路が損壊決壊等する災害が発生した時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。

(自主防災と消防団)

- ・ 消火栓や防火水槽の継続的な点検と消火器具の取扱の訓練並びに初期消火訓練を行う。
- ・ 消防団の資機材を充足させ、団員の研修・訓練を行い消防団としての資質の向上を図る。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(河川等の氾濫の防止対策)

- ・ 高潮が原因となる海面上昇により、床下浸水被害が想定されるが、対策工事が必要となる。

(避難体制の整備)

- ・ 災害に合わせきめ細かな避難経路や避難体制を築く必要がある。
- ・ 区単位で避難場所や避難路を決定し、逃げ遅れを無くしすみやかな避難が

できる体制を確立する。

(町職員・町民に対する防災教育、学校教育における防災教育)

- ・ 町職員に対し防災に対する研修や講習会等を行い、教育や啓発を行う。

1-3 土砂災害、暴風雪、地震等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(土砂災害の防止)

- ・ 住民への土砂災害警戒区域、地すべり危険地区の周知が必要である。
- ・ 土砂災害特別警戒区域について指定を進める。

(避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備)

- ・ 住民が

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(波浪、侵食、高潮災害の防止対策(海岸における危険箇所の把握))

- ・ 高潮が原因となる海面上昇により、床下浸水被害が想定されるが、対策工事が必要となる。(再掲)
- ・ 危険箇所の把握，周知を行う。

(避難体制の整備)

- ・ 災害に合わせきめ細かな避難経路や避難体制を築く必要がある。(再掲)
- ・ 区単位で避難場所や避難路を決定し、逃げ遅れを無くしすみやかな避難ができる体制を確立する。(再掲)

(学校・社会福祉施設等の対応)

- ・ 未就学児から就学児への災害時の避難方法等の確認。
- ・ 施設毎の避難計画の作成と訓練。

(医療救護体制に係る情報収集管理体制の整備)

- ・ 多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集・伝達できるような仕組みの整備が必要である

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(水道施設の安全化)

- ・ 地震により送配水管は折損及び漏水が想定される。水道の耐震化及び更新計画を推進する必要がある。
- ・ 水源地の損壊による水の汚濁が想定されることから安全化対策の推進が必要となる。

(漁業施設災害の防止対策)

- ・ 漁港や荷揚げ場は、波浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。
- ・ 漁船は、風浪によって流出や損傷を受けるおそれがあることから、防災対策が必要である。
- ・ 増殖場や養殖施設等は、波浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。

(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・ 災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達を強化することが必要である。
- ・ 道路の寸断により被災者の食料調達が困難となるため、普段からの道路状況の調査と修繕を行うような維持管理が必要である。
- ・ 食料等、燃料等生活必需品、災害救助用物資及び医薬品等の輸送手段を確保する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(土砂災害の防止対策、公共土木施設の安全化)

- ・ 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定を進め、危険地帯の周知を行う。避難勧告等により避難が必要になる前から危険な場所に住む住民には、災害が起きる前から避難するよう啓発を行う。

(防災空間の確保、交通施設の安全化)

- ・ 災害時に緊急輸送道路等が利用できるように、普段からの点検と避難路として活用できるように整備が必要である。また、船舶による輸送を考え、港湾の整備が必要である。(再掲)

(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・ 災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達を強化することが必要である。（再掲）
- ・ 道路の寸断により被災者の食料調達が困難となるため、普段からの道路状況の調査と修繕を行うような維持管理が必要である。（再掲）
- ・ 食料等、燃料等生活必需品、災害救助用物資及び医薬品等の輸送手段を確保する必要がある。（再掲）

2-3 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足

（救急・救助の体制や資機材の充実）

- ・ 大規模災害が起きた場合、災害対策に必要な防災資機材が不足する可能性があることから、必要な物資の情報収集や提供を行うことが必要である。

（防災拠点の管理・運営）

- ・ 離島が故に災害時の応援については陸路を利用しないため空路が速く駆け付けることができる。しかし応援までの時間は、島内だけの物資や人材で情報収集や食料の配布を行わなければならないため防災拠点の運営を適正に行わなければならない。

（ヘリポートの整備）

- ・ 島内唯一のヘリポートは老朽化が進んでおり災害時に空路輸送の要となるよう修繕、改修が必要である。

2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

（食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備）

- ・ 災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達を強化することが必要である。（再掲）
- ・ 道路の寸断により被災者の食料調達が困難となるため、普段からの道路状況の調査と修繕を行うような維持管理が必要である。（再掲）
- ・ 食料等、燃料等生活必需品、災害救助用物資及び医薬品等の輸送手段を確保する必要がある。（再掲）

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・ 燃料等生活必需品の調達や輸送に関する民間業者との協定等の締結を行い調達体制の強化が必要である。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療救護体制の強化)

- ・ 島内の医療機関は1 つだけだが、平時より情報共有を推進する。
- ・ 医療救護活動に必要な医薬品・医療用資機材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

(道路寸断への対応)

- ・ 災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(下水道施設の安全化)

- ・ 大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、下水道施設の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。
- ・ 大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため流域下水道業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図ることが必要である。

(農業集落排水の機能保全)

- ・ 農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策や耐震化を行う必要がある。

(防疫・保健衛生体制の強化)

- ・ 被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されることから、感染症の発生と流行の未然防止を図る必要がある。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機能の機能不全

(災害本部体制の強化)

- ・ 災害発生時から収束するまで災害本部の体制を維持できるよう体制の維持、

強化が必要である。

- ・ 災害本部から災害状況、避難所の状況などの情報収集に努める。また、関係機関との協力を得られるよう協定の締結が必要となる。

（公的機関等の業務継続性の確保）

- ・ 非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統を明確化した海士町BCP（業務継続計画）に沿って業務を行う必要がある。

（ICT部門における業務継続計画（ICT－BCP）の策定と運用）

- ・ 災害時においても業務を継続するためシステムの業務継続計画の策定を推進し、業務継続に必要な体制を整備する。

4．大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（情報通信設備用及び震度観測設備用非常電源装置の燃料の確保）

- ・ 防災行政無線や島根県の防災情報システムが災害時にも操作できるよう自家発電装置の点検、検査を行う。また、災害時における燃料の調達については、燃料供給業者との協議が必要である。

（住民への的確な情報伝達体制の整備）

- ・ 町内に敷設されている光ファイバー網や電力網に関して、災害にも強くなるよう強化を進める。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（住民への的確な情報伝達体制の整備）

- ・ 町内に敷設されている光ファイバー網や電力網に関して、災害にも強くなるよう強化を進める。（再掲）

5．大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

（事業所における防災の推進等）

- ・ 事業所にも災害時の業務継続計画の作成を推進し、防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・ 燃料等生活必需品の調達や輸送に関する民間業者との協定等の締結を行い調達体制の強化が必要である。(再掲)

(事業所における防災の推進等)

- ・ 事業所にも災害時の業務継続計画の作成を推進し、防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。(再掲)

6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPG等のサプライチェーンの機能の停止

(燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・ 燃料等生活必需品の調達や輸送に関する民間業者との協定等の締結を行い調達体制の強化が必要である。(再掲)

(再生可能エネルギー等の導入の推進)

- ・ 地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入について、検討する必要がある。

(電気施設の安全化)

- ・ 自然災害等からの二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応についてマニュアル化を図る。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の安全化)

- ・ 地震により送配水管は折損及び漏水が想定される。水道の耐震化及び更新計画を推進する必要がある。(再掲)

- ・ 水源地の損壊による水の汚濁が想定されることから安全化対策の推進が必要となる。(再掲)

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の安全化)

- ・ 大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、下水道施設の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。(再掲)
- ・ 大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため流域下水道業務継続計画(BCP)の実効性の向上を図ることが必要である。(再掲)

(農業集落排水の機能保全)

- ・ 農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策や耐震化を行う必要がある。(再掲)

(し尿処理体制の整備)

- ・ 災害時に、下水道や浄化槽内のし尿が飽和・流出するなど生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、し尿を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(防災空間の確保、交通施設の安全化)

- ・ 災害時に緊急輸送道路等が利用できるように、普段からの点検と避難路として活用できるように整備が必要である。また、船舶による輸送を考え、港湾の整備が必要である。(再掲)

(道路寸断への対応)

- ・ 災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。

6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶

(水道施設の安全化)

- ・ 地震により送配水管は折損及び漏水が想定される。水道の耐震化及び更新

計画を推進する必要がある。(再掲)

- ・ 水源地の損壊による水の汚濁が想定されることから安全化対策の推進が必要となる。(再掲)

(農業基盤施設の安全化)

- ・ 大雨や地震による決壊等で浸水被害をもたらすこともあるため池について、改修や減災対策を施す。また、海士町ため池ハザードマップを周知することで住民への防災意識を高めてもらう。

6-6 避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(防災空間の確保)

- ・ 災害時に緊急輸送道路等が利用できるように、普段からの点検と避難路として活用できるように整備が必要である。

(応急仮設住宅等の確保体制の整備)

- ・ 住宅被災者等の早期の生活再建のため、応急仮設住宅の建築に適切な土地の抽出や資機材の確保方法を協議する必要がある。

(自主防災組織の育成強化)

- ・ 消火栓や防火水槽の継続的な点検と消火器具の取扱の訓練並びに初期消火訓練を行う。(再掲)

(被災者の健康管理)

- ・ 災害が長期化した場合に公衆衛生活動の実施が困難となるおそれがあることから、計画的・継続的な支援体制を構築する必要がある

(避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・ 要支援者援護台帳の更新を定期的に行うことで、各地区の支援者数や避難方法の確立に役立てていく。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 自然災害後の大規模火災の発生

(自主防災と消防団)

- ・ 消火栓や防火水槽の継続的な点検と消火器具の取扱の訓練並びに初期消火訓練を行う。

- ・ 消防団の資機材を充足させ、団員の研修・訓練を行い消防団としての資質の向上を図る。

7-2 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

（建物の対策）

- ・ 災害時に倒壊する建物等の発生が考えられるため、沿道の建物や施設の危険性についてあらかじめ危険度の調査が必要である。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（廃棄物処理体制の整備）

- ・ 災害時には少なからずとも廃棄物が出ることは予想される。その処理に停滞により復旧・復興が遅れるおそれがあり、また生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害復旧の担い手の確保）

- ・ 災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手の育成・確保対策を行う必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域コミュニティの維持）

- ・ 災害発生時にも地域の人と人との繋がりが途切れないよう、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である

（事業所における防災の推進等）

- ・ 事業所にも災害時の業務継続計画の作成を推進し、防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。（再掲）

8-4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(水道施設の安全化)

- ・ 地震により送配水管は折損及び漏水が想定される。水道の耐震化及び更新計画を推進する必要がある。(再掲)
- ・ 水源地の損壊による水の汚濁が想定されることから安全化対策の推進が必要となる。(再掲)